

## 学長の再任に係る選考手続開始のお知らせ

現学長の任期が平成28年3月31日をもって満了するため、国立大学法人福井大学学長の任期に関する規則第2条(※)の規定により、本日、学長選考会議を開催し、学長の再任に係る選考手続を開始したのでお知らせします。

なお、今後の予定は、下記のとおりですので併せてお知らせします。

### 記

- 次回学長選考会議の開催予定 平成27年7月中旬  
審議予定事項
  - 1 業務執行状況の調査について
  - 2 学長の再任に係る選考について

平成27年6月16日

国立大学法人福井大学学長選考会議



### <※ 参考>

「国立大学法人福井大学学長の任期に関する規則」(抄)

(学長の任期)

第2条 学長の任期は、3年とする。ただし、学長選考会議が認める場合には、1回に限り再任されることができるものとし、再任における任期は3年とする。

2 学長が辞任を申し出た場合又は欠員となった場合の後任の学長の任期は、前任者の残任期間に前項の本文に規定する任期を加えた期間とし、同項ただし書きについても適用する。